

特定鳥獣（カワウ）保護管理計画の概要

1 背景及び目的

(1) 背景

- 1960年代から1970年代にかけて、水質汚染や浅瀬・干潟の減少など採食環境の悪化により生息数が減少
- 1980年代に入ると、水質改善や一部地域の営巣地保護等により生息数が増加に転じ、漁業被害や糞による樹木の枯死が顕在化
- 本県においても、生息数の増加や生息域の拡大により、1990年代以降、アユの捕食など内水面漁業に影響

(2) 目的

カワウによる漁業等被害の軽減とカワウ個体群の長期にわたる安定的な維持

2 保護管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）

カワウ

3 計画の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

4 保護管理を行う区域

山口県全域

5 保護管理の目標等

(1) 現状

- 生息状況
 - ・ねぐら・営巣地数や営巣数が増加
ねぐら・営巣地数 (H17) 12カ所 ⇒ (H25) 14カ所
営巣数 (H17) 35個 ⇒ (H25) 309個
 - ・5月から8月までの生息数が大幅に増加(県内に留まる個体数の増加)
(H17) 約190~400羽 ⇒ (H25) 約840~1,150羽
- 捕獲状況
狩猟鳥獣に指定された平成19年度以降、毎年度、狩猟及び有害鳥獣捕獲許可により捕獲(100羽未満/年)

(2) 被害状況及び被害防除対策

- 県内12河川において、放流した稚アユ等の食害が発生
- 「山口県カワウ食害防除対策ガイドライン」に沿って、案山子設置やテグス張り、追い払い等を実施

(3) 保護管理の目標等

- 保護管理目標
漁業等被害が問題化・顕在化しない状況への個体数の誘導



○目標達成のための基本的な考え方

県と市町等との役割分担の下、個体数管理や被害防除対策等を総合的に推進

6 個体数の管理に関する事項

(1) 基本的な考え方

○生息個体数の多い営巣地での個体数の低減化

○新たなねぐら・営巣地の早期発見・除去

(2) 個体数管理の目標及び実施計画

○個体数管理の目標

・ねぐら・営巣地での5月の総個体数を200羽以下

・ねぐら・営巣地数を現状以下

○実施計画

平成26年度～27年度の2カ年で目標個体数を達成

(3) 具体的な手法

○捕獲体制の整備と計画的な捕獲・個体数管理

・体制整備（専門的な捕獲隊の編制、関係者による協議会の設置）

・科学的・計画的な捕獲の実施（捕獲計画・実施マニュアルの作成）

・捕獲以外の対策（繁殖抑制による営巣地の個体数低減化等）

○生息・被害状況等のモニタリングの体制整備・実施

○有害鳥獣捕獲等の推進

7 その他保護管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

テグス張り、追い払い等の効果的な被害防除対策の推進

(2) 河川環境の保全・整備

○魚類の生息環境の保全・整備

○瀬や淵などに配慮した自然を生かした川づくり

(3) 調査研究

ねぐら・営巣地での生息状況や河川での採食状況、カワウ胃内容物等を調査

(4) 計画の推進体制

○人財の養成や普及啓発によるカワウの保護管理に関する合意形成

○市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関との連携強化

○中国四国カワウ広域協議会等を通じた、関係県との広域的な連携

(5) 計画の進行管理

○生息・被害状況等のモニタリングを基にした計画の進行管理

○山口県自然環境保全審議会等における計画の進捗状況の評価、見直しの検討